

自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、事故時未就学の子2名）について、申立人父は仕事のため避難できず、申立人母が単独で子2名を連れて避難し、仕事をしながら育児を行わなければならなかったことを考慮して、申立人母に対し、精神的損害として一時金3万円が賠償されるなどした事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

#### 記

- ア 精神的損害（X1・一時金）
- イ 避難費用（面会交通費）  
（平成24年1月1日～平成26年2月末日）
- ウ 避難費用（交通費）  
（平成26年3月1日～平成26年3月末日）
- エ 避難費用（短期週末避難）  
（平成26年4月1日～平成27年3月末日）
- オ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）  
（平成24年1月1日～平成26年3月末日）
- カ 避難雑費  
（平成24年1月1日～平成26年3月末日）
- キ 検査費用  
（平成23年10月1日～平成26年3月末日）

以上

### 2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金3,147,300円の支払義務があることを認める。

#### 【内訳】

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| ア 精神的損害（X1・一時金） | 30,000円  |
| イ 避難費用（面会交通費）   | 998,400円 |
| ウ 避難費用（交通費）     | 67,200円  |

エ 避難費用（短期週末避難）	158,400円
オ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）	810,000円
カ 避難雑費	1,080,000円
キ 検査費用	3,300円

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項に掲げる損害項目（同項の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年6月16日

（仲介委員 福武 功蔵）